

議員提出議案第17号

東伯総合公園サッカー場の人工芝改修による施設の多目的利用と
住民の健康増進並びに持続的な施設運営についての請願に関する
決議について

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第14条第1項及び第2
項の規定により提出する。

令和元年12月19日 提出

提出者	琴浦町議会議員	大平高志
賛成者	同	前田敬孝
	同	青亀壽宏
	同	新藤登子
	同	澤田豊秋
	同	福本まり子
	同	角勝計介

令和元年 月 日

琴浦町議会議長 小椋 正和

東伯総合公園サッカー場の人工芝改修による施設の多目的利用と 住民の健康増進並びに持続的な施設運営についての請願に関する決議

琴浦町議会12月定例会において採択された請願「東伯総合公園サッカー場の人工芝改修による施設の多目的利用と住民の健康増進並びに持続的な施設運営についての請願」について地方自治法第125条の規定により請願を送付するとともに請願の内容に対する処理の経過並びに結果の報告を当議会に対して行うよう請求します。

尚、この請願を議会で審査するに当たって議論された点についても処理する際の参考にしていただきたく付記します。

記

- 1 現存天然芝の東伯総合公園内のサッカー場は、昭和60年国体当時の整備で約30年以上経過しています。その間、芝の張替えなどの修繕も行われておらず、グラウンドの陥没も見られ本格的な改修期に入っています。
- 2 公共施設を維持・更新する場合、新設と異なり対象となる補助事業が極端に狭まり、純町費負担が最大のネックとなります。
従って、町費負担の少ない有利な補助対象事業とするためには、単なる原状改修ではなく、関係機関・団体と連携を図り新たな施設機能の導入などの工夫による財源獲得を求めます。
- 3 芝の産地というわが町の特徴を生かして施設整備を考える場合、現在ほとんど活用されていない多目的広場を拡張、芝生化し、サッカーはもとよりグラウンドゴルフなど多目的に使用できる施設に整備することはサッカーの公式試合や合宿の誘致に有効と考えられ、財源確保も含めて検討されるべきです。

以上決議する。

令和元年12月19日
鳥取県琴浦町議会